

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和5年6月29日

2. 認定事業適応事業者の名称

森ビル株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

（1）事業適応に係る事業の目標

当社は新たな不動産の開発における省エネ・CO2排出削減や自然エネルギーの導入を進めており、建物の低炭素化と付加価値の向上を両立させ、気候変動問題の解決に資する物件を創出していくため、空調・換気、照明、給湯、昇降機等の総合的な視点で省エネ性能の向上に取り組んでいます。こうした取り組みにより、まち利用者の満足度や生産性が向上することで、事業の付加価値額の増加に寄与し、炭素生産性を向上させます。

（2）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

目標年度（2024年度）までに、当社における事業所単位（麻布台ヒルズA街区・B-2街区、虎ノ門ヒルズステーションタワー（A-1街区））での炭素生産性をそれぞれ、麻布台ヒルズA街区は387.1%向上、麻布台ヒルズB-2街区は799.6%向上、虎ノ門ヒルズステーションタワー（A-1街区）は409.1%向上することを目標とします。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標

2024年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とします。

（4）事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

（5）計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード

「69：不動産賃貸業・管理業」

（選定の理由）

当社は同事業において、これまでも多様な都市機能が高度に集積したコンパクトシティの創出を通じて、シームレスで豊かな都市生活を提供してまいりました。

テクノロジーが進歩し、働き方、暮らし方、そして生き方までもが大きく変わろうとしている今、「都市とはどうあるべきなのか？」を考え、改めて人を中心に発想し、人々が人間らし

く生きるための環境として、まちづくりを行うべきと考えております。

今後も同事業を当社の柱として位置づけつつ、環境に配慮したより豊かな都市生活の提供を加速させていくため、事業適応を実施してまいります。

(6) 事業適応の具体的内容

- ・2023年度に、麻布台ヒルズA街区・B-2街区、虎ノ門ヒルズステーションタワー（A-1街区）それぞれにおいて、空調・換気、照明、給湯及び昇降機の各種すべての生産工程効率化等設備を導入、事業を開始します。2024年度は、計画最終年度として、脱炭素と付加価値向上を実現する高度な設備により顧客（ワーカーや来街者）に最適な活動空間を提供することで、顧客の満足度の向上を達成し、それに伴う炭素生産性の向上により、事業適応目標を確実に達成します。
- ・これらにより、麻布台ヒルズA街区の炭素生産性は、基準年度(2021年度)対比、目標年度(2024年度)において387.1%向上、麻布台ヒルズB-2街区の炭素生産性は、基準年度(2021年度)対比、目標年度(2024年度)において799.6%向上、虎ノ門ヒルズステーションタワー（A-1街区）の炭素生産性は、基準年度(2021年度)対比、目標年度(2024年度)において409.1%向上することが見込まれます。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：令和5年6月29日

終了時期：令和7年3月31日